

資料 3-3

東大阪市告示第 179 号

東大阪市住工共生のまちづくり条例（平成 25 年東大阪市条例第 3 号）第 10 条第 1 項の規定によりモノづくり推進地域を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 26 年 1 月 31 日

東大阪市長 野田義和

1 指定した地域

東大阪市内において、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する準工業地域として指定されている地域のうち次に掲げる地域を除く地域  
新町の一部、西鴻池町四丁目の一部、北鴻池町、新庄東、本庄一丁目の一部、本庄二丁目の一部、本庄西三丁目の一部、本庄中一丁目、本庄中二丁目の一部、本庄東、吉田九丁目の一部、稻田本町一丁目の一部、七軒家の一部、川俣二丁目の一部、川俣三丁目の一部及び荒本北三丁目の一部（別紙図面のとおり）

2 施行年月日

平成 26 年 4 月 1 日